

平成21年3月12日

独立行政法人理化学研究所
理事長 野依 良治

独立行政法人理化学研究所における平成19年度動物実験実施状況等に係る
自己点検・評価について

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示第71号）（以下基本指針と言う。）」を踏まえ、当研究所における規程等の整備状況及び平成19年度動物実験実施状況等について同基本指針への適合性の観点から自己点検を行った結果、下記のように評価しました。

記

1. 規程類については、基本指針に記載の各項目を網羅しており、適正であると評価した。【別紙1】
2. 平成19年度中に各事業所で提出された実験計画申請及び実施された動物実験報告は、各審査委員会において審議を受け各研究所長により承認等されていることを確認し、適正であると評価した。【別紙2】
3. 平成19年度中に各事業所で提出された施設の登録申請あるいは管理報告は、各審査委員会において審議を受け各研究所長により承認等されていることを確認し、適正であると評価した。【別紙3】
4. 平成19年度中に各事業所で実施された動物実験従事者等の教育講習及び登録については、各動物実験監督者の報告から、いずれも適切に履行されていることを確認し、適正であると評価した。【別紙4】
5. 平成19年度各動物実験審査委員会の構成委員については、基本指針に記載されている委員の条件を満たしていると判断され、適正であると評価した。【別紙5】
6. その他として、次のような体制を整えていることは、当研究所の動物実験管理に際して適正性を担保するために良好と評価した。
 - 1) 理事長の諮問機関として「動物実験協議会（規程第18条）」を設置し、研究所における適正な動物実験の実施等に関し、研究所内外の有識者等から、広く意見を求める体制を構築している。
 - 2) 各事業所に「動物実験監督者（規程第8条）」を置いて、動物実験に関わる職員等に対し、動物実験・実験動物の有識者として指導・助言等を

行なう体制を整えている。

3) 教育訓練並びに健康管理の徹底、有効性を図る意味で、動物実験従事者／飼育技術者の登録制（規程第17条）を取り入れている。

7. 基本指針の理念に基づき、引き続き広く社会の理解が得られるよう、(1) より適正な動物実験の実施のために、適正な実験計画の立案及び必要に応じた計画の見直しを行うこと (2) 動物愛護の精神に基づいた、より適正な実験動物の管理のために、実験動物飼育施設等の定期的な点検を行うこと (3) 動物実験に携わる者の一層の資質向上を図るために、より適切な教育訓練の内容・あり方について検討を加えることが有要かつ有効であると考察した。

以上

別添

1. 動物実験実施規程（平成15年10月1日規程第129号）
2. 動物実験協議会細則（平成15年10月1日細則第139号）
3. 動物実験審査委員会細則（平成15年10月1日細則第140号）
4. 動物実験の実施に係る申請書の様式について（平成15年10月1日通達第93号）
5. 『動物実験処置の苦痛分類』動物実験協議会確認事項（2006.12.8）
6. 『実験動物の「飼育」、「保管」、「実験」施設に関わる要件（ガイドライン）』動物実験協議会確認事項（2007.11.2）

参考

1. 動物実験管理体制イメージ図
2. 動物実験協議会協議員一覧
3. 平成19年度動物使用数

【別紙 1】

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」と
「動物実験実施規程」等所内規程類との対照表

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針	動物実験実施規程（他）
前文	
第 1 定義	
第 2 研究機関等の長の責務	
1. 研究機関等の長の責務	第 5 条:理事長 (6 条:所長等、7 条:センター長等)
2. 機関内規程の策定	動物実験実施規程(平成 15 年 10 月 1 日規程第 129 号)
3. 動物実験計画の承認	第 24 条:動物実験計画承認申請等
4. 動物実験計画の履行結果の把握	第 26 条:動物実験報告書の提出 申請書様式第 4 号:動物実験報告書
第 3 動物実験委員会	
1. 動物実験委員会の設置	第 19 条:動物実験審査委員会
2. 動物実験委員会の役割	第 19 条:動物実験審査委員会
3. 動物実験委員会の構成	〔動物実験委員会細則 第 5 条:委員〕
第 4 動物実験等の実施	
1. 科学的合理性の確保	
(1) 適正な動物実験等の方法の選択	
①代替法の利用	第 3 条:基本原則
②実験動物の選択	第 23 条:動物実験の基本
③苦痛の軽減	〔申請書様式第 2 号:動物実験計画承認申請書〕 〔『動物実験処置の苦痛分類』動物実験協議会確認事項 (2006.12.8)〕
(2) 動物実験等の施設及び設備	第 10 条:動物飼育施設管理者 第 27 条:動物実験に係る施設の承認申請等 様式第 5 号:動物実験に係る施設承認申請書 様式第 6 号:動物実験に係る施設廃止届 様式第 7 号:実験動物飼育管理報告書 〔『実験動物の「飼育」、「保管」、「実験」施設に関わる要件 (ガイドライン)』動物実験協議会確認事

	項 (2007.11.2)]
2. 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等	第3条:基本原則 第3項 第4条:他の法令等との関係
①物理的、化学的材料、病原体を取り扱う動物実験を実施する際の実験実施者の安全確保・健康保持など	〔*所内関連規程(例):放射線障害予防規程、高圧ガス危害予防規程、毒物劇物取扱規程、麻薬及び向精神薬取扱規程、遺伝子組換え実験実施安全管理規程、微生物等取扱規程 他〕
②実験動物の健康保持への配慮など	
③遺伝子組換え動物の逸走防止など	第32条:健康管理 第33条:健康診断の通知・記録・報告 第34条:異常時の措置 第35条:逃亡等緊急事態発生時の措置
第5 実験動物の飼養及び保管	第10条:動物飼育施設管理者 第16条:飼育技術者 第28条:実験動物の飼育 第29条:実験動物飼育管理報告書の提出 様式第7号:実験動物飼育管理報告書
第6 その他	
1. 教育訓練等の実施	第30条:教育訓練等 第31条:技術研修
2. 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証	第18条:動物実験協議会 第19条:動物実験審査委員会 第21条:検証
3. 情報公開	第22条:情報公開

【別紙2】

平成19年度動物実験に係る実験計画の審査及び実施状況

1. 審査状況 (平成19年4月1日～平成20年3月31日実施分)

研究所	実施日	審査の別 開催/書面	実験計画審査件数			審査結果			所長により承認された件数
			新規	継続	変更	可とされた件数	修正・確認の上、可とされた件数	不可とされた件数	
和光研究所	H19.4.25	書面	5		5	10	0	0	10
	H19.5.29	書面	0		5	5	0	0	5
	H19.7.6	開催	0		7	6	1	0	7
	H19.8.27	書面	0		12	12	0	0	12
	H19.9.19	書面	3		1	4	0	0	4
	H19.10.24	書面	1		3	4	0	0	4
	H19.12.10	書面	2		6	7	1	0	8
	H20.2.1	書面	0		9	9	0	0	9
	H20.3.12	開催	7	41	9	56	1	0	57
小計			18	41	57	113	3	0	116
播磨研究所 (和光動物実験審査委員会が所掌)	H20.3.12	開催	0	1	0	1	0	0	1
	小計		0	1	0	1	0	0	1
筑波研究所	H19.6.5	開催	0	12	0	7	5	0	12
	小計		0	12	0	7	5	0	12
横浜研究所	H19.5.1	書面	1		0	1	0	0	1
	H19.5.14	書面	0		1	1			1
	H19.5.15	書面	0		9	9	0	0	9
	H19.5.30	書面	0		4	4	0	0	4
	H19.8.1	書面	0		3	3	0	0	3
	H19.8.28	開催	0		3	2	1	0	3
	H19.9.5	書面	0		3	3	0	0	3
	H19.11.21	書面	1		3	3	1	0	4
	H20.1.30	書面	1		0	1	0	0	1
	H20.2.8	書面	0		1	1	0	0	1
	H20.2.27	書面	0		1	0	1	0	1
	H20.3.12	開催	1	43	0	41	3	0	44
小計			4	43	28	69	6	0	75
神戸研究所	H19.6.25	書面	3		9	8	4	0	12
	H19.8.27	書面	1		2	1	2	0	3
	H19.11.9	書面	3		5	4	4	0	8
	H19.12.17	書面	2		6	5	3	0	8
	H20.2.12	書面	0		2	2	0	0	2
	H20.3.31	書面	1	44	0	42	3	0	45
小計			10	44	24	62	16	0	78
総合計			32	141	109	252	30	0	282

2. 実施状況

研究所	所長により承認されていた実験計画数	規程に基づき提出された報告書数	適正に実施された件数	改善を要した件数
和光研究所	159	159	159	0
播磨研究所	2	2	2	0
筑波研究所	12	12	12	0
横浜研究所	49	49	49	0
神戸研究所	73	73	73	0
総合計	295	295	295	0

動物実験に係る実験計画の審査及び実施状況について、点検を行った結果、以上の通りであることを確認した。

※苦痛度については『動物実験処置の苦痛分類』動物実験協議会確認事項(平成18年12月8日)に基づき審査・承認。

【別紙3】

平成19年度動物実験に係る施設の審査及び管理状況

1. 審査状況

(平成19年4月1日～平成20年3月31日実施分)

研究所	実施日	審査の別 開催/書面	施設審査件数		審査結果			所長により承認された件数
			新規	変更	可とされた件数	修正・確認の上、可とされた件数	不可とされた件数	
和光研究所	H19.4.25	書面	2	9	11	0	0	11
	H19.5.29	書面	0	1	1	0	0	1
	H19.8.27	書面	2	0	2	0	0	2
	H19.9.19	書面	2	0	2	0	0	2
	H19.10.24	書面	0	4	3	1	0	4
	H19.12.10	書面	2	1	3	0	0	3
	H20.3.12	開催	7	14	21	0	0	21
	小計		15	29	43	1	0	44
播磨研究所	該当なし							
	小計		0	0	0	0	0	0
筑波研究所	H19.6.5	開催	1	0	0	1	0	1
	小計		1	0	0	1	0	1
横浜研究所	H19.10.24	書面	1	1	2	0	0	2
	H19.12.10	書面	1	0	1	0	0	1
	H20.3.12	書面	1	0	1	0	0	1
	小計		3	1	4	0	0	4
神戸研究所	H19.11.9	書面	1	0	1	0	0	1
	小計		1	0	1	0	0	1
	総合計		20	30	48	2	0	50

2. 管理状況

研究所	所長により承認されていた飼育施設数	規程に基づき提出された報告書数	適正に管理された件数	改善を要した件数
和光研究所	19	19	19	0
播磨研究所				
筑波研究所	6	6	6	0
横浜研究所	1	1	1	0
神戸研究所	3	3	3	0
計	29	29	29	0

動物実験に係る施設の審査及び管理状況について、点検を行った結果、以上の通りであることを確認した。
 ※『実験動物の「飼育」、「保管」、「実験」施設に関わる要件（ガイドライン）』動物実験協議会確認事項（平成19年11月2日）に基づき審査・承認。

【別紙4】その1

平成19年度教育訓練実施状況

(平成19年4月1日～平成20年3月31日実施分)

研究所	対象者	実施回数	参加者数	内容	主催・担当	
和光研究所	新規登録予定者	12	171	①規程等について ②動物福祉に関する事項 ③安全確保に関する事項 ④その他動物実験及び実験動物の取扱に関する基本的事項	動物実験監督者 安全管理部研究倫理課	
	新規登録予定者 (外国人)	29	29			和光研究所各研究チーム等の所属長他
	小計	41	200			
播磨研究所	新規登録予定者	1	1	①規程等について ②動物福祉に関する事項 ③安全確保に関する事項 ④その他動物実験及び実験動物の取扱に関する基本的事項	動物実験監督者(和光) 安全管理室	
	小計	1	1			
筑波研究所	新規登録予定者	10	37	①規程等について ②動物福祉に関する事項 ③安全確保に関する事項 ④その他動物実験及び実験動物の取扱に関する基本的事項	動物実験監督者 安全管理室	
	再教育訓練(実験従事者・飼育技術者全員)	1	138			
	小計	11	175			
横浜研究所	新規登録予定者	13	84	①規程等について ②動物福祉に関する事項 ③安全確保に関する事項 ④その他動物実験及び実験動物の取扱に関する基本的事項	動物実験監督者 安全管理室	
	新規登録予定者 (外国人)	12	12			横浜研究所各研究チーム等の所属長他
	再教育訓練(実験従事者・飼育技術者全員)	1	291		動物実験監督者 安全管理室	
	小計	26	387			
神戸研究所	新規登録予定者	37	104	①規程等について ②動物福祉に関する事項 ③安全確保に関する事項 ④その他動物実験及び実験動物の取扱に関する基本的事項	動物実験監督者 安全管理室	
	再教育訓練(実験従事者・飼育技術者全員)	10	239			動物実験監督者 安全管理室
	小計	47	343			
総合計		126	1106			

教育訓練に係る実施状況について、点検を行った結果、以上の通りであることを確認した。

※規程第30条(教育訓練等)の規定に基づき実施。

【別紙4】その2

平成19年度動物実験従事者／飼育技術者登録状況

(平成20年3月31日現在)

研究所	登録者数	内訳	
		実験従事者	飼育技術者
和光研究所	802	716	86
播磨研究所	22	22	0
筑波研究所	227	147	80
横浜研究所	307	283	24
神戸研究所	305	281	24
合計	1,663	1,449	214

動物実験従事者／飼育技術者に係る登録状況について、点検を行った結果、以上の通りであることを確認した。

【別紙5】

平成19年度 動物実験審査委員会委員

研究所	構成	氏名	備考
和光研究所 (播磨研究所分も所管)	和光研究所の動物実験監督者	板倉 智敏	BSIリサーチリソースセンター GD
	和光研究所長が委嘱する研究所外の者 2名以内 (1事業年度以内)	布谷 鉄夫	財団法人 日本生物科学研究所 研究所長
		山本 正雅	奥羽大学 薬学部 准教授
	和光研究所長が指名する研究所内の者 5名以内 (1事業年度以内)	矢野 栄二	健康管理室 室長
		辻本 雅文	DRI辻本細胞生化学研究室 主任研究員
		中川 真一	FRS中川独立主幹研究ユニット UL
		間 陽子	DRI川合表面化学研究室 専任研究員 (兼) 分子ウイルス学特別研究ユニット UL
	総務部長	河原 正行	BSI行動遺伝学技術開発チーム TL
安全管理部長	矢野倉 実		
筑波研究所	筑波研究所の動物実験監督者	阿部 訓也	BRC 動物変異動態解析技術開発チーム TL
	筑波研究所長が委嘱する研究所外の者 2名以内 (1事業年度以内)	八神 健一	筑波大学 生命科学動物資源センター センター長
		尾見 治雄	つくば市環境保全部 次長
	筑波研究所長が指名する研究所内の者 5名以内 (1事業年度以内)	小倉 淳郎	BRC 遺伝工学基盤技術開発室 室長
		土井 貴裕	BRC 生体応答情報技術開発サブチーム サブTL
		吉木 淳	BRC 実験動物開発室 室長
		若菜 茂晴	バイオリソース協力研究グループ 動物ゲノム変異開発研究チーム TL
	研究推進部長	穴戸 博	
安全管理室長	穴戸 博	(兼務)	
横浜研究所	横浜研究所の動物実験監督者	古関 明彦	RCAI 免疫器官形成研究グループ GD
	横浜研究所長が委嘱する研究所外の者 2名以内 (1事業年度以内)	伊藤 豊志雄	財団法人 実験動物中央研究所 ICLASモニタリングセンター長代理
		権藤 洋一	GSC 個体遺伝情報研究チーム TL
	横浜研究所長が指名する研究所内の者 5名以内 (1事業年度以内)	尾内 善広	SRC 消化器系疾患関連遺伝子研究チーム 上級研究員
		岩野 はるか	RCAI コーディネーター
		長谷川 孝徳	RCAI 免疫器官形成研究グループ 上級技師
	研究推進部長	古屋 輝夫	
	安全管理室長	杉山 和幸	
神戸研究所	神戸研究所(CDB)の動物実験監督者	相澤 慎一	CDB ボディプラン研究グループ GD
	神戸研究所(MIRP)の動物実験監督者	尾上 浩隆	MIRP 分子プローブ機能評価研究チーム TL
	神戸研究所長が委嘱する研究所外の者 2名以内 (1事業年度以内)	饗場 篤	神戸大学大学院医学系研究科 教授
		鍵山 直子	(財)実験動物中央研究所 上級研究員
	神戸研究所長が指名する研究所内の者 5名以内 (1事業年度以内)	榎本 秀樹	CDB 神経分化・再生研究チーム TL
		佐々木 洋	CDB 胚誘導研究チーム TL
		中尾 和貴	CDB 動物実験支援ユニット UL
		池本 隆昭	MIRP 分子プローブ機能評価研究チーム 研究員
研究推進部長	前川 治彦		
安全管理室長	宮川 眞言		

各動物実験審査委員会委員の構成について点検を行った結果、文部科学省の動物実験基本指針第3の3に照らし、適切であることを確認した。

○動物実験実施規程

(平成15年10月1日規程第129号)

改正	平成15年10月1日規程第131号(全)	平成16年3月30日規程第33号
	平成17年3月10日規程第12号	平成17年9月26日規程第55号
	平成18年2月24日規程第4号	平成18年3月31日規程第38号
	平成18年10月31日規程第76号	平成19年3月30日規程第28号
	平成20年3月31日規程第29号	平成20年9月26日規程第54号

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 組織(第5条-第17条)
- 第3章 動物実験協議会等(第18条-22条)
- 第4章 動物実験の申請等(第23条-第27条)
- 第5章 実験動物の飼育等(第28条-第29条)
- 第6章 教育訓練等(第30条-第33条)
- 第7章 異常時等の措置(第34条-第36条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人理化学研究所(以下「研究所」という。)における動物実験を、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年10月1日法律第105号)及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日文科科学省告示第71号)に基づき、科学的観点、動物福祉の観点及び動物実験を実施する研究者等の安全確保の観点から、適正かつ円滑に実施するにあたり必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に規定するところによる。

- (1) 動物実験とは、試験研究等のために次号に規定する実験動物に何らかの拘束又は処置を加えることをいう。
- (2) 実験動物とは、動物実験に供するため、飼育、保管(原則として1週間以内の一時的飼育をいう。以下同じ。)又は動物実験中の哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 施設とは、実験動物の飼育、保管又は動物実験を行う区域をいう。
- (4) 事業所等とは、和光研究所、筑波研究所、播磨研究所、横浜研究所、神戸研究所又は名古屋支所をいう。
- (5) 所長とは、和光研究所長、筑波研究所長、播磨研究所長、横浜研究所長又は神戸研究所長をいう。
- (6) センター長等とは、基幹研究所長、脳科学総合研究センター長、仁科加速器研究センター長、バイオリソースセンター長、放射光科学総合研究センター長、植物科学研究センター長、免疫・アレルギー科学総合研究センター長、ゲノム医科学研究センター長、オミックス基盤研究領域長、生命分子システム基盤研究領域長、生命情報基盤研究部門長、発生・再生科学総合研究センター長又は分子イメージング科学研究センター長をい

う。

(7) 安全管理部長等とは、安全管理部長、筑波研究所安全管理室長、播磨研究所安全管理室長、横浜研究所安全管理室長、神戸研究所安全管理室長又は名古屋支所安全管理責任者をいう。

(8) 総務部長等とは、総務部長、筑波研究所研究推進部長、播磨研究所研究推進部長、横浜研究所研究推進部長、神戸研究所研究推進部長又は名古屋研究推進室長をいう。

(9) 所属長とは、研究室、基盤開発部の室、研究チーム等（以下「研究室等」という。）の長をいう。

(基本原則)

第3条 動物実験を実施する者及び実験動物の飼育管理に携わる者は、科学の進歩に実験動物を用いざるを得ないことを認識し、用いる実験動物の福祉に関する事項に留意しなければならない。

2 動物実験の実施にあたっては、次に掲げる事項について十分に検討した上で、科学的に実施しなければならない。

(1) 目的と必要性

(2) 不必要な重複の排除

(3) 代替法の有無

(4) 使用する実験動物の種類、系統並びに品質及び適正な数

(5) 実験動物の使用方法

(6) 実験動物が被る苦痛の程度及びその軽減方法

(7) 人道的エンドポイント及び安楽死処置

3 動物実験の実施にあたっては、人への感染の防止並びに実験動物の感染及び逃亡の防止を図るとともに、環境への配慮を行わなければならない。

(他の法令等との関係)

第4条 動物実験の実施については、この規程に定めるもののほか、法令等及び研究所の諸規程の定めるところによる。

第2章 組織

(理事長)

第5条 理事長は、研究所における動物実験の適正な実施及び安全確保に関する業務を総理し、施設、設備及び組織の整備に努める。

(所長等)

第6条 所長、名古屋支所長は、前条に規定する理事長の業務を補佐し、各事業所等における施設、設備及び組織の整備に努め、動物実験の適正な実施及び安全確保に関する業務を総括する。

(センター長等)

第7条 センター長等は、各センター等における施設、設備及び組織の整備に努めるとともに、動物実験の適正な実施及び安全確保に関する業務を統括する。

(動物実験監督者)

第8条 各事業所等に、動物実験監督者（以下「監督者」という。）を置く。ただし、播磨研究所及び名古屋支所においては、和光研究所の監督者をもってあてることができる。

2 監督者は、この規程を熟知するとともに、動物福祉に関する見識を有し、動物実験及び実

験動物の飼育管理並びに生物災害防止のための知識及び技術に習熟した研究員又は技師以上の職員のうちから、所長が指名する。

- 3 監督者は、所長の指揮監督のもと安全管理部長等及び総務部長等の意見を聴き、事業所内の動物実験の管理に関する次に掲げる業務を行う。
 - (1) 動物実験がこの規程及び関係法令等に従って適正に計画、実施されていることの確認及び所属長、第14条に規定する動物実験責任者及び第15条に規定する動物実験従事者に対する指導、助言等
 - (2) 実験動物がこの規程及び関係法令等に従って適正に飼育管理されていることの確認及び所属長、第10条に規定する動物飼育施設管理者及び第16条に規定する飼育技術者に対する指導、助言等
 - (3) この規程に規定する申請書、届出書及び報告書に関わる事前確認
 - (4) 第15条に規定する動物実験従事者及び第16条に規定する飼育技術者に対する教育訓練
 - (5) 第15条に規定する動物実験従事者及び第16条に規定する飼育技術者の登録申請の承認
- 4 監督者は、必要に応じ法令等又はこの規程に基づいて、所長に意見を述べることができる。
(動物実験監督者の代理者)

第9条 各事業所等に、監督者の代理者を置く。

- 2 監督者の代理者は、この規程を熟知するとともに、動物福祉に関する見識を有し、動物実験及び実験動物の飼育管理並びに生物災害防止のための知識及び技術に習熟した研究員又は技師以上の職員のうちから、所長が指名する。
- 3 監督者の代理者は、監督者に事故あるときは、その職務を代行する。
(動物飼育施設管理者)

第10条 飼育を行なう区域(以下「飼育施設」という。)に、実験動物の飼育管理及び飼育施設を管理する動物飼育施設管理者(以下「飼育管理者」という。)を置く。

- 2 飼育管理者は、第15条に規定する動物実験従事者又は第16条に規定する飼育技術者である研究員又は技師以上の職員であり、安全衛生の知識、実験動物に関する知識及び経験を有する者のうちから、所属する組織の長の推薦に基づき、センター長等が指名する。ただし、名古屋支所においては名古屋支所長が指名する。
- 3 飼育管理者は、所管する飼育施設における次に掲げる業務を行う。
 - (1) 実験動物の飼育管理
 - (2) 飼育施設、設備の管理及び点検
 - (3) 第16条に規定する飼育技術者の指導及び指揮監督
 - (4) 飼育施設を利用する第15条に規定する動物実験従事者への指導及び指示
 - (5) 実験動物の飼育管理状況の報告
(安全管理部長等)

第11条 安全管理部長等は、所長の命を受け、監督者の業務を補佐するとともに、監督者の指導のもと、各事業所等における動物実験の適正な実施及び安全確保のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) この規程に規定する申請、届出及び報告書類等の受付及び保存
- (2) この規程に規定する教育訓練実施記録等関係書類の保存
- (3) その他必要な事項

(総務部長等)

第12条 総務部長等は、所長の命を受け、監督者の業務を補佐するとともに、監督者の指導のもと、各事業所等における飼育管理者、第15条に規定する動物実験従事者及び第16条に規定する飼育技術者の健康管理を行い、その記録を保存する。

2 総務部長等は、前項の業務を行うときは、産業医（産業医を選任していない事業所等にあつては、和光研究所の産業医。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

(所属長)

第13条 所属長は、飼育管理者及び第14条に規定する動物実験責任者を監督し、研究室等における動物実験及び実験動物の飼育管理を適正に実施させるとともに、安全の確保に努める。

2 所属長は、第27条に規定する施設の承認申請等を行う。

3 所属長は、申請を行い承認を受けた施設の維持管理を行う。

(動物実験責任者)

第14条 動物実験責任者（以下「責任者」という。）は、動物実験計画ごとに、この規程を熟知した第15条に規定する動物実験従事者である研究員又は技師以上の職員のうちから、所属長が指名する。

2 責任者は、所属長の指導のもとに次に掲げる業務を行う。

(1) 動物実験計画の立案、第24条に規定する承認申請及び変更に係る申請

(2) 第15条に規定する動物実験従事者の指導及び指揮監督

(3) 使用する施設及び設備の管理及び点検

(4) 動物実験の実施状況及び終了の報告

(動物実験従事者)

第15条 動物実験に携わる者を、動物実験従事者という。

2 動物実験従事者は、研究所において動物実験を開始する前に、監督者が行う教育訓練を受講する。また、飼育施設を利用する場合には、当該飼育施設の飼育管理者が実施する教育訓練も受講する。

3 動物実験従事者は、総務部長等が行う健康診断等を受診する。

4 動物実験従事者は、責任者の指揮監督の下、適切に動物実験を実施する。

5 動物実験従事者は、飼育施設を使用する場合、当該飼育施設の飼育管理者の指示に従う。

(飼育技術者)

第16条 実験動物の飼育管理及びそれに付随する業務に携わる者を、飼育技術者という。

2 飼育技術者は、研究所において実験動物の飼育管理を開始する前に、監督者が行う教育訓練を受講するとともに、総務部長等が行う健康診断等を受診する。

3 飼育技術者は、飼育管理者の指揮監督の下に、実験動物を適切に飼育管理する。

(登録)

第17条 動物実験従事者及び飼育技術者は、新規に登録を申請する場合又は登録内容の変更を申請する場合は、所属長を通じて別に定める登録申請書を監督者に提出する。

2 監督者は、前項の申請を受けた場合は、教育訓練受講状況、健康診断の受診状況等を確認の上、承認を与え、又は与えないものとし、その結果を本人に通知する。

第3章 動物実験協議会等

(動物実験協議会)

第18条 研究所に、動物実験協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、理事長の諮問に基づき、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を理事長に答申する。

(1) 研究所における動物実験、実験動物及び施設に係る重要事項に関すること。

(2) 自己点検・評価に関すること。

(3) その他理事長が必要と認めた事項。

3 協議会は、必要に応じ、研究所における動物実験の適正化及び実験動物への配慮等について検討し、その結果を理事長に具申する。

4 協議会は、必要に応じ第19条に規定する動物実験審査委員会に対し、報告を求めることができる。

5 協議会の構成その他必要な事項は、別に定める。

(動物実験審査委員会)

第19条 和光研究所、筑波研究所、横浜研究所及び神戸研究所に動物実験審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、所長の諮問に基づき、各事業所等における動物実験に関し、科学的観点、動物福祉の観点及び安全確保の観点から、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を所長に答申する。ただし、播磨研究所及び名古屋支所については、和光研究所における審査委員会が所管する。

(1) 動物実験計画に関すること。

(2) 施設の設置、変更又は廃止に関すること。

(3) 動物実験の実施状況に関すること。

(4) 実験動物の飼育管理及び施設の管理状況に関すること。

(5) 自己点検・評価に関すること。

(6) その他事業所等における動物実験、実験動物及び施設に係る重要事項に関すること。

3 審査委員会は、動物実験の実施状況、実験動物及び施設の管理状況等について調査し、所長に対し助言又は勧告するものとする。

4 審査委員会は、必要に応じ関係者に対し、報告を求めることができる。

5 審査委員会は、この規程に関わる具体的事項を「手引き」に定める。

6 審査委員会の構成その他必要な事項は、別に定める。

(動物実験運営部会)

第20条 審査委員会を設置している事業所に、必要に応じ動物実験運営部会（以下「運営部会」という。）を置くことができる。

2 運営部会は、監督者と協力して動物実験の実施に必要な業務の調整等を行う。

3 運営部会の構成員その他必要な事項は、事業所毎に定めることができる。

(検証)

第21条 理事長は、研究所における動物実験に関する自己点検・評価の結果について、研究所外の者による検証を実施する。

(情報公開)

第22条 理事長は、前条の検証結果について、情報の公開を行う。

2 理事長は、透明性確保のため、前項のほか、動物実験に関する情報を公開する。

第4章 動物実験の申請等

(動物実験の基本)

第23条 動物実験計画は、第3条に基づき科学的観点、動物福祉の観点及び安全確保の観点から、適正に立案する。

2 動物実験は、所長が承認した実験計画に従って実施しなければならない。

3 実験動物の飼育、保管又は動物実験は、所長が承認した施設以外で行ってはならない。

(動物実験計画承認申請等)

第24条 責任者は、動物実験を行う場合又はすでに承認されている動物実験を変更する場合は、あらかじめ、別に定める動物実験計画承認申請書を所属長及びセンター長等を経て所長に提出する。ただし、名古屋支所においては名古屋支所長を経るものとする。

2 所長は、前項の申請を受けた場合は、審査委員会の意見を聴き、これに承認を与え、又は与えないものとする。

3 所長は、前項の決定をするにあたっては、審査委員会の意見を尊重しなければならない。

4 所長は、第2項の決定を行った場合は、速やかに当該責任者に通知する。

5 責任者は、動物実験を行う場合又はすでに承認されている動物実験の動物実験従事者に追加又は削除の変更が生じたときは、申請した実験計画ごとに、動物実験従事者届を所属長及びセンター長等を経て、安全管理部長等に届け出る。

6 安全管理部長等は、前項の届出があったときは、必要に応じ、所属長、責任者、動物実験従事者に対して指導等を行うことができる。

(動物実験の記録)

第25条 責任者は、ラボノートブックと各種計測データなどを記録した紙・電子記録媒体などを実験終了後5年間、保存する。

(動物実験報告書の提出)

第26条 責任者は、年度末及び動物実験が終了した場合、別に定める動物実験報告書を所属長及びセンター長等を経て、所長に提出する。ただし、名古屋支所においては名古屋支所長を経るものとする。

2 責任者は、所長、監督者、協議会及び審査委員会から動物実験に関して報告を求められた場合は、速やかにこれに応ずる。

(動物実験に係る施設の承認申請等)

第27条 所属長は、施設を設置又は変更する場合は、あらかじめ、別に定める動物実験に係る施設承認申請書をセンター長等を経て所長に提出しなければならない。ただし、名古屋支所においては名古屋支所長を経るものとする。

2 所長は、前項の申請を受けた場合は、審査委員会の意見を聴き、これに承認を与え、又は与えないものとする。

3 所長は、前項の決定をするにあたっては、審査委員会の意見を尊重しなければならない。

4 所長は、第2項の決定を行った場合は、速やかに当該所属長に通知する。

5 所属長は、施設を廃止する場合は、あらかじめ別に定める動物実験に係る施設廃止届をセンター長等を経て安全管理部長等に提出する。

第5章 実験動物の飼育等

(実験動物の飼育)

第28条 所属長、飼育管理者は、実験動物の飼育等管理にあたり、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(環境省告示第88号)の趣旨に配慮する。

(実験動物飼育管理報告書の提出)

第29条 飼育管理者は、年度ごとの飼育管理状況等について、別に定める実験動物飼育管理報告書を所属長及びセンター長等を経て、所長に提出する。ただし、名古屋支所においては名古屋支所長を経るものとする。

- 2 飼育管理者は、所長、監督者、協議会及び審査委員会から飼育管理状況等について報告を求められた場合は、速やかにこれに応ずる。

第6章 教育訓練等

(教育訓練等)

第30条 監督者は、安全管理部長等の協力のもと、動物実験従事者及び飼育技術者に対し、この規程を熟知させるとともに、次に掲げる事項について、教育訓練を行う。

- (1) 動物福祉に関する事項
- (2) 安全確保に関する事項
- (3) その他動物実験及び実験動物の取扱いに関する基本的事項

- 2 飼育管理者は、必要に応じ、所管する飼育施設における動物実験従事者及び飼育技術者に対し、動物福祉及び安全確保に関し、取扱う実験動物に応じた指導を行う。
- 3 責任者は、必要に応じ、動物実験従事者に対し、動物福祉及び安全確保に関し、動物実験計画の内容に応じた指導を行う。
- 4 監督者は、第1項に掲げる項目の全部又は一部に関し、十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、安全管理部長等と協議の上、当該項目についての教育訓練を省略することができる。
- 5 安全管理部長等は、第1項の教育訓練の実施内容（第4項の規定により教育訓練を省略した場合にあっては、その内容）について記録、保存する。

(技術研修)

第31条 責任者は、必要に応じ、動物実験従事者に対し、動物実験及び実験動物の取扱いに関する技術研修を実施する。

- 2 責任者は、前項の技術研修を実施する場合は、監督者又は飼育管理者の協力を求めることができる。
- 3 責任者は、第1項の技術研修を実施した場合、その記録を安全管理部長等に提出する。

(健康管理)

第32条 総務部長等は、各事業所等における動物実験従事者及び飼育技術者の健康管理を行う。

- 2 総務部長等は、動物実験又は実験動物の飼育管理開始前に健康管理の一助とするために血清を保存する。ただし、本人が血清の保存を希望しない場合であって、その旨の文書の提出があったときは、この限りでない。
- 3 血清の保存期間は、研究所における実験動物取扱終了後2年間とする。
- 4 所長が必要と認め指示したときは、総務部長等は、動物実験従事者及び飼育技術者に対し速やかに健康診断を実施する。

(健康診断の通知・記録・報告)

第33条 総務部長等は、健康診断を実施したときは、その結果を本人に通知するとともに、記録する。また、健康診断の結果、生物災害を受け、又は受けたおそれのある者がある場合は、その旨を直ちに監督者、飼育管理者、所属長、責任者及び安全管理部長等に通知すると

ともに、所長に報告する。

- 2 所長は、前項の報告を受けた場合は、監督者及び産業医等と協議し、動物実験従事者及び飼育技術者に対し動物実験の制限、その他必要な措置を講じ、総務部長等に必要な保健指導を行わせる。

第7章 異常時等の措置

(異常時の措置)

第34条 飼育管理者又は責任者は、実験動物間及び人獣共通の感染症の伝播あるいはそのおそれが生じた場合は、速やかに安全管理部長等に報告する。

- 2 安全管理部長等は、前項の報告を受けた場合は、監督者、その他関係者と協議の上、動物実験の制限その他必要な措置を講ずる。
- 3 安全管理部長等は、前項の措置について必要に応じて所長に報告する。
- 4 所長は、前項の報告を受けた場合は、その状況に応じ監督者及び安全管理部長等と協議の上、関係者に命じ最善の措置を講ずる。

(逃亡等緊急事態発生時の措置)

第35条 動物実験中、保管中、飼育中又は運搬中の事故、地震、火災その他、実験動物の施設外への逃亡、盗難又はそのおそれのある事態を発見した者は、直ちに、その旨を事業所等で規定する方法で連絡する。

- 2 安全管理部長等は、前項の通報を受けた場合は、監督者、その他関係者に通報するとともに、速やかに所長に報告する。
- 3 前項の通報を受けた飼育管理者及び責任者は、安全管理部長等及び総務部長等の協力の下、直ちに措置を講ずる。なお、必要に応じて監督者の協力を求めることができる。
- 4 所長は第2項の報告を受けた場合は、その状況に応じ監督者及び安全管理部長等と協議の上、関係者に命じ最善の措置を講ずる。

(必要な措置)

第36条 この規程に反する、又はそのおそれのある動物実験若しくは実験動物の飼育管理が計画又は実施されていることを知り得た者は、安全管理部長等を通じて速やかに所長に報告する。

- 2 所長は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、監督者の意見を聴いて、動物実験等の制限又は中止、その他の必要な措置を講ずることができる。
- 3 所長、センター長等、安全管理部長等、所属長、責任者その他動物実験に関する業務に携わる者は、第1項の報告をしたことを理由として、その者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月1日規程第131号)

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日規程第33号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月10日規程第12号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月26日規程第55号）
この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年2月24日規程第4号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規程第38号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月31日規程第76号）
この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第28号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第29号）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月26日規程第54号）
この規程は、平成20年10月1日から施行する。

○動物実験協議会細則

(平成15年10月 1日細則第139号)

改正 平成18年 2月24日細則第 15号 平成18年12月28日細則第128号

平成20年 3月31日細則第 61号

(趣旨)

第1条 動物実験実施規程(平成15年規程第129号)第18条第5項の規定に基づき、動物実験協議会(以下「協議会」という。)の構成その他必要な事項について定める。

(構成)

第2条 協議会は、議長及び第4条に規定する協議員をもって構成する。

(議長)

第3条 議長は、理事(安全管理担当)をもって充てる。

2 議長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ指名する協議員がその職務を代行する。

(協議員)

第4条 協議員は、次に掲げる者とする。

(1) 動物実験監督者

(2) 動物実験審査委員会委員(前号の者を除く)のうちから所長が推薦する者 各1名

(3) 研究所内外の有識者等のうちから、理事長が指名又は委嘱する者 4名以内

(4) 総務部長

(5) 健康管理室長

(6) 安全管理部長

2 前項第3号に掲げる協議員の任期は、2事業年度以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会は、議長が招集する。

2 協議会は、協議員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席協議員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、協議員以外の研究所内外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議員の謝金及び旅費)

第6条 協議会に出席する協議員に対し、謝金及び必要な旅費を支給することができる。

2 協議員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、委員会委員等への謝金等の支給基準(平成15年細則第69号)の定めるところによる。

(協議会の事務)

第7条 協議会の事務は、安全管理部研究倫理課が行う。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成18年2月24日細則第15号）
この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日細則第128号）
この細則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日細則第61号）
この細則は、平成20年4月1日から施行する。

○動物実験審査委員会細則

(平成15年10月 1日細則第140号)

改正 平成18年10月31日細則第112号 平成19年 3月30日細則第 44号

平成20年 3月31日細則第 62号

(趣旨)

第1条 動物実験実施規程(平成15年規程第129号。以下「規程」という。)第19条第6項に基づき、動物実験審査委員会(以下「審査委員会」という。)の構成その他必要な事項について定める。

(組織)

第2条 規程第19条第1項に基づき、和光研究所に和光動物実験審査委員会を、筑波研究所に筑波動物実験審査委員会を、横浜研究所に横浜動物実験審査委員会を、神戸研究所に神戸動物実験審査委員会を置く。

(構成)

第3条 審査委員会は、委員10名以内をもって構成する。

(審査委員会委員長)

第4条 委員長は、委員の互選とする。

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員)

第5条 審査委員会は、次に掲げる者で構成する。

(1) 和光動物実験審査委員会

和光研究所の監督者

和光研究所長が委嘱する研究所外の者 2名以内

和光研究所長が指名する研究所内の者 5名以内

総務部長

安全管理部長

(2) 筑波動物実験審査委員会

筑波研究所の監督者

筑波研究所長が委嘱する研究所外の者 2名以内

筑波研究所長が指名する研究所内の者 5名以内

筑波研究所研究推進部長

筑波研究所安全管理室長

(3) 横浜動物実験審査委員会

横浜研究所の監督者

横浜研究所長が委嘱する研究所外の者 2名以内

横浜研究所長が指名する研究所内の者 5名以内

横浜研究所研究推進部長

横浜研究所安全管理室長

(4) 神戸動物実験審査委員会

神戸研究所の監督者

神戸研究所長が委嘱する研究所外の者 2名以内

神戸研究所長が指名する研究所内の者 5名以内
神戸研究所研究推進部長
神戸研究所安全管理室長

- 2 前項において所長が指名又は委嘱する委員の任期は、2事業年度以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の研究所内外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の謝金及び旅費)

第7条 委員会に出席する委員に対し、謝金及び必要な旅費を支給することができる。

- 2 委員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、委員会委員等への謝金等の支給基準（平成15年細則第69号）の定めるところによる。

(審査委員会の事務)

第8条 審査委員会の事務は、審査委員会の属する事業所等の安全管理担当部署が行う。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成18年10月31日細則第112号）

この細則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日細則第44号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日細則第62号）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

○動物実験の実施に係る申請書の様式について

(平成15年10月31日通達第93号)

改正 平成17年 3月10日通達第 8号 平成18年12月27日通達第78号
平成19年 3月30日通達第30号 平成20年 3月31日通達第35号

(趣旨)

- 1 動物実験実施規程(平成15年規程129号)に規定する書類の様式は、様式第1号から様式第7号のとおりとする。
- 2 動物実験内容、施設その他の事情を考慮して必要が有ると認めるときは、審査委員会において、前項の様式に新たな項目を追加することができるものとする。
- 3 様式第2号により申請される動物実験の実施予定期間は、最大2事業年度以内とする。

附 則

この通達は、平成15年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月10日通達第8号)

この通達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月27日通達第78号)

この通達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日通達第30号)

この通達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日通達第35号)

この通達は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第17条関係）

動物実験従事者・飼育技術者登録申請書（新規・変更）

申請日：平成 年 月 日

動物実験監督者殿

所 属	
所属長	印

動物実験実施規程第17条の規定に基づき、下記の者について動物実験従事者・飼育技術者の登録を申請致します。

記

1. 申請区分

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更（ <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 身分変更 <input type="checkbox"/> 所属変更 <input type="checkbox"/> その他） （変更の場合は既得登録番号： - ）
--

2. 登録区分

<input type="checkbox"/> 実験従事者 <input type="checkbox"/> 飼育技術者

3. 登録希望者

フリガナ		連絡先内線	
氏名		e-mail	
IDカード番号	(在籍状況確認のため、番号をお持ちの方は御記入下さい。)		
理研における身分等			
所属センター等			
身分			
本務機関名、所属、身分 (理研と直接雇用の関係に無い場合に記入してください。)			

4. 実験動物の取扱い歴

<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（有の場合、動物種： 取扱年数： ）

以上

様式第2号 (第24条関係)

センター長等	監督者

受付番号：[]

動物実験計画承認申請書 (新規・継続・変更)

申請日： 年 月 日

 研究所長 殿

所 属		
所属長		印
動物実験責任者* (身分)	()	印
内線:	、FAX:	、
e-mail:		

(*動物実験従事者の中から所属長が指名：規程第14条参照)

動物実験実施規程第24条の規定に基づき、下記の動物実験計画の承認を申請致します。

記

【申請区分】

新規
 継続 (前・課題番号：)
 変更* (現・課題番号：)
 (*変更申請の場合、承認済みの全内容を記載し、今回追加/変更を申請する箇所に下線、また削除する箇所は見え消し (取り消し線をひく等) にしてください。)

変更の概要 (簡潔に)：

1. 研究課題名

2. 研究の目的

3. 動物を用いる必要性
 (具体的に)：

4. 動物使用の代替法の検討状況

代替法がない
 代替法では精度が不十分
 その他 ()

5. 動物実験実施予定期間
 開始/変更希望日 [年 月 日] ~ 終了予定日 [年 月 日]

6. 実験の概要

6-1 内容と苦痛度

1) 内容 (実験の具体的な流れを簡潔に記入してください。)

--

2) 実験操作と苦痛度 (該当項目をチェックし、項目毎に具体的内容を書いてください。)

項目	具体的操作	苦痛度**
<input type="checkbox"/> 材料採取		
<input type="checkbox"/> 試料投与		
<input type="checkbox"/> 感染実験		
<input type="checkbox"/> 放射線関連 (RI 投与、放射線照射、 X線照射)		
<input type="checkbox"/> 外科的処置		
<input type="checkbox"/> 繁殖		
<input type="checkbox"/> 行動の観察		
<input type="checkbox"/> 環境ストレス		
<input type="checkbox"/> 特殊飼育		
<input type="checkbox"/> その他 ()		

*苦痛度 D の場合は、使用予定数と人道的エンドポイントも記入してください。

**苦痛度の区分表を参照し、該当する苦痛度(B~D)を記入してください。

6-2 動物の苦痛軽減のための処置 (安楽死処置に際しての麻酔薬の使用については6-3へ記載のこと)

(動物種毎に記載してください。)

動物種	苦痛軽減処置方法	
	<input type="checkbox"/> 麻酔法	(薬品名、投与量・方法)
	<input type="checkbox"/> 保定法	(方法、使用器具名、保定時間)
	<input type="checkbox"/> その他	(具体的に記載。苦痛の軽減処置を行わない場合は、その理由も記入してください。)
	<input type="checkbox"/> 麻酔法	(薬品名、投与量・方法)
	<input type="checkbox"/> 保定法	(方法、使用器具名、保定時間)
	<input type="checkbox"/> その他	(具体的に記載。苦痛の軽減処置を行わない場合は、その理由も記入してください。)

※必要に応じて行を追加してください。

6-3 安楽死処置方法など動物の終末処置

1) 動物の安楽死処置方法 (動物種毎に記載してください。)

動物種	終末処置方法	
	<input type="checkbox"/> 麻酔薬の投与	(薬品名・投与量・方法)
	<input type="checkbox"/> 中枢破壊 (頸椎脱臼など)	
	<input type="checkbox"/> 炭酸ガス吸入	
	<input type="checkbox"/> その他の方法	(具体的に記載)
	<input type="checkbox"/> 麻酔薬の投与	(薬品名・投与量・方法)
	<input type="checkbox"/> 中枢破壊 (頸椎脱臼など)	
	<input type="checkbox"/> 炭酸ガス吸入	
	<input type="checkbox"/> その他の方法	(具体的に記載)

※必要に応じて行を追加してください。

2) その他 (動物を他の実験へ利用など)

--

3) 死体(臓器、組織)等の廃棄

飼育管理者に依頼 その他 ()

6-4 安全管理に特に注意を払う必要がある実験 (他の承認または届出など)

無 有 (有の場合は、以下の該当項目をチェックし、承認番号等を記載)

項目	申請時の承認番号等
<input type="checkbox"/> 遺伝子組換え実験	
<input type="checkbox"/> 麻薬(ケタミンなど*)・向精神薬(ペントバルビタールなど*)の使用	
<input type="checkbox"/> エックス線照射	
<input type="checkbox"/> (放射線障害予防規程に係る) 放射性物質及び放射線発生装置の使用	
<input type="checkbox"/> 微生物等使用実験	
<input type="checkbox"/> その他 ()	

*ケタミン:ケタミン及びその塩、ケタラールなど。

ペントバルビタール:ペントバルビタール及びその塩、ネンブタール、ソムノペンチルなど。

7. 実験等実施施設名 (施設は、登録されている必要があります。)

施設の区分	動物種	施設名		
飼育施設				
保管施設		棟	階	号室
		棟	階	号室
実験施設		棟	階	号室
		棟	階	号室

※必要に応じて行を追加してください。

8. 使用予定動物 (科学上の利用の目的を達する事ができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること。)(記載しきれない場合は別紙にて添付、または列を増やしてください。)

動物種				
系統の種類*	非組換え/組換え	非組換え/組換え	非組換え/組換え	非組換え/組換え
使用予定数 (匹) **				
搬入元				
微生物学的清浄度***				

*「非組換え」:非遺伝子組換え動物、「組換え」:遺伝子組換え動物、どちらかを選んでください。

(遺伝子組換え動物の入手・使用等は、遺伝子組換え実験に該当し、あらかじめ別途申請、承認が必要となります。また、搬入・搬出時にも、手続きが必要となります。)

**使用予定動物数は、系統の維持繁殖等に使用する分を含めた総動物数を記入してください。但し、胎児 (誕生前) を使用する場合、胎児の数ではなく、母獣の数を記入してください。

***動物の微生物学的清浄度については、SPF・CVの別を記載してください。

9. 備考

以上

様式第3号 (第24条関係)

センター長等

監督者

受付番号：〔 — 〕

動物実験従事者届

届出日： 年 月 日

安全管理____長殿

所 属	
所属長	印
動物実験責任者	
内線： 、 FAX： 、 e-mail：	

動物実験計画承認申請書（承認番号： — ）の動物実験計画に係る動物実験従事者・飼育技術者を、下記のようにしたいので、動物実験実施規程第24条の規定に基づき、届出致します。

記

1. 研究課題名

--

2. 動物実験従事者・飼育技術者

(*内容変更の場合、届出済みの全内容を記載し、今回追加する箇所に下線、また削除する箇所は見え消し(取り消し線をひく等)にしてください。)

氏名	所属	登録番号

※必要に応じて行を追加してください。

以 上

様式第4号 (第26条関係)

センター長等	監督者

受付番号：[—]

動物実験報告書

提出日： 年 月 日

_____ 研究所長殿

所 属	
所属長	印
動物実験責任者	印
内線： 、 FAX： 、 e-mail：	

動物実験承認申請書〔承認番号： — 〕に係る実験について、動物実験実施規程第26条の規定に基づき、下記の通り報告致します。

記

1. 研究課題名

--

2. この報告書に記載する期間

平成 年度に動物実験を： <input type="checkbox"/> 実施した (以下を記載) <input type="checkbox"/> 実施しなかった (3. 以下記載不要)
(報告する期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日まで)

3. 動物実験計画の変更の有無

<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (最終変更 年 月 日付承認/受理)

4. 実施した動物実験の概要

1) 動物実験の総括

実験実施内容のまとめ： 得られた結果： 発表等報告状況：
--

2) 苦痛の軽減・排除など動物福祉に配慮した点

--

3) 安楽死処置の方法 (承認されたもののうち、実際行った方法を動物種毎に記載してください。)

動物種	安楽死処置方法
	<input type="checkbox"/> 麻酔薬の投与 (薬品名・投与量・方法)

	<input type="checkbox"/> 中枢破壊（頸椎脱臼など）	
	<input type="checkbox"/> 炭酸ガス吸入	
	<input type="checkbox"/> その他の方法	（具体的に記載）
	<input type="checkbox"/> 麻酔薬の投与	（薬品名・投与量・方法）
	<input type="checkbox"/> 中枢破壊（頸椎脱臼など）	
	<input type="checkbox"/> 炭酸ガス吸入	
	<input type="checkbox"/> その他の方法	（具体的に記載）

※必要に応じて行を追加してください。

4) 死体、汚物等の処理

飼育管理者に依頼 その他（ ）

5. 動物実験実施中に生じた動物管理上の異常

無 有（有の場合、具体的事象を記載してください。）

6. 使用動物報告（記入しきれない場合は別紙にて添付、または列を増やしてください。）

動物種				
系統の種類*	非組換え／組換え	非組換え／組換え	非組換え／組換え	非組換え／組換え
系統数				
使用動物数（匹）**				

*「非組換え」：非遺伝子組換え動物、「組換え」：遺伝子組換え動物、どちらかを選んでください。

**使用動物数は、報告する期間中に系統の維持繁殖等に使用したものを含め安楽死処置（自然死を含む）した総動物数を記入してください。但し、胎児（誕生前）を使用した場合、胎児の数ではなく、母獣の数を記入してください。

7. 動物の搬入について（動物を搬入した場合記載してください。）

無 有（有の場合、以下を記載してください。）

1) 検疫結果

異常無し 異常有り

（ 月 日搬入分、対処結果： ）

2) 輸送について

異常無し 異常有り

（ 月 日搬入分、対処結果： ）

8. 備考

以上

様式第5号 (第27条関係)

センター 長等	監督者

- ・実験動物を取り扱う場所は、「施設」として登録されている必要が有ります。
- ・飼育場所には飼育施設管理者を設置する必要が有ります。

受付番号：〔 — 〕

動物実験に係る施設承認申請書（新規・変更）

申請日：平成 年 月 日

_____ 研究所長殿

所 属	
所属長	印
内線： 、FAX： 、	
e-mail：	

下記の施設を動物実験に係る施設として登録（新規・変更）したいので、動物実験実施規程第27条の規定に基づき、当該施設の見取図を添えて申請致します。

記

【申請区分】

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更* (*変更申請の場合、承認済みの全内容を記載し、今回追加/変更を申請する箇所の下線をしてください。)
--

1. 申請施設

施設の区分	動物種	施設名	レベル2、P2又はP2A以上の実施予定**
動物飼育施設		棟 階 号室 (飼育管理者：)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
動物保管施設*		棟 階 号室 (担当者：)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
動物実験施設*		棟 階 号室 (担当者：)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

*動物の保管期間は、動物保管施設においては原則として1週間、動物実験施設においては24時間を限度とします。
 **レベル2 (感染性微生物の使用)、P2又はP2A (遺伝子組換え実験) 以上の実験の実施予定を記入してください。
 ***必要に応じて行を追加してください。

2. 登録予定期間

平成 年 月 日より平成 年 月 日まで

3. 申請理由 (必要性を具体的に記入してください。)

--

以 上

様式第6号 (第27条関係)

センター 長等	監督者

受付番号：〔 ー 〕

動物実験に係る施設廃止届

届出日：平成 年 月 日

安全管理 長 殿

所 属	
所属長	印
内線： e-mail：	、 FAX： 、

動物実験に係る施設を廃止したいので、動物実験実施規程第27条の規定に基づき、下記の通り届出致します。

記

1. 施設

施設の区分	動物種	施設名
動物飼育施設		棟 階 号室 (飼育管理者：)
動物保管施設		棟 階 号室 (担当者：)
動物実験施設		棟 階 号室 (担当者：)

※必要に応じて行を追加してください。

2. 廃止予定日

平成 年 月 日廃止 (承認登録期間：平成 年 月 日より平成 年 月 日まで)
--

3. 廃止にあたっての措置 (確立されている方法による化学的、生物学的汚染物質の除去、並びに原状回復等について記載してください。)

--

4. 備考

--

以 上

様式第7号（第29条関係）

センター 長等	監督者

受付番号：〔 ー 〕

実験動物飼育管理報告書

提出日：平成 年 月 日

_____ 研究所長殿

所 属	
所属長	印
飼育管理者	印
内線:	、 FAX: 、
e-mail:	

動物実験実施規程第29条の規定に基づき、動物飼育施設の飼育管理状況を下記の通り報告致します。

記

1. 動物飼育施設名

2. 報告期間

平成 年 月 日から平成 年3月31日まで

3. 飼育動物種

マウス ラット ウサギ その他の動物（ ）

4. 飼育管理の状況（動物の健康状態に影響した給餌・給水、死体・汚物処理のトラブル等）

異常無し 異常有り（対処方法と結果を記載のこと）

5. 飼育環境の異常の有無（動物の健康状態に影響した温度・湿度・差圧など設備の異常等）

異常無し 異常有り（対処方法と結果を記載のこと）

6. 感染症コントロールの状況（検疫時、実験使用時の感染症検出・発生等）

異常無し 異常有り（対処方法と結果を記載のこと）

7. 関連事故の有無（咬傷、火傷などの事故等）

無し 有り（対処方法と結果を記載のこと）

8. 死体、汚物等の処理

専門業者に委託 その他（ ）

9. その他、動物愛護・福祉に関連して気づいたこと：

以上

動物実験処置の苦痛分類

独立行政法人理化学研究所
(平成 18 年 12 月 8 日動物実験協議会)

カテゴリー		処置例および対処方法
A	生物個体を用いない実験 あるいは植物、細菌、原虫、又は無脊椎動物を用いた実験	生化学的研究、植物学的研究、細菌学的研究、微生物学的研究、無脊椎動物を用いた研究、組織培養、剖検により得られた組織を用いた研究、屠場から得られた組織を用いた研究。発育鶏卵を用いた研究。無脊椎動物も神経系を持っており、刺激に反応する。従って、無脊椎動物も人道的に扱わねばならない。
B	脊椎動物を用いた研究で、動物に対してほとんど、あるいは全く不快感を与えないと思われる実験操作	実験の目的のために動物をつかんで保定すること。あまり有害でない物質を注射したり、あるいは採血したりするような簡単な処置。動物の体を検査（健康診断や身体検査等）すること。深麻酔下で処置し、覚醒させずに安楽死させる実験。短時間（2～3時間）の絶食絶水。急速に意識を消失させる標準的な安楽死法。例えば、麻酔薬の過剰投与。軽麻酔下あるいは鎮静下での頸椎脱臼や断首など。
C	脊椎動物を用いた実験で、動物に対して軽微なストレスあるいは痛み（短時間持続する痛み）を伴う実験	麻酔下で血管を露出させること、あるいはカテーテルを長時間挿入すること。行動学的実験において、意識のある動物に対して短時間ストレスを伴う保定（拘束）を行うこと。フロイントのアジュバントを用いた免疫。苦痛を伴うが、それから逃げられる刺激。麻酔下における外科的処置で、処置後も多少の不快感を伴うもの。 カテゴリーCの処置は、ストレスや痛みの程度、持続時間に依じて追加の配慮が必要となる。
D	脊椎動物を用いた実験で、避けることの出来ない重度のストレスや痛みを伴う実験	行動学面に故意にストレスを加え、その影響を調べること。麻酔下における外科的処置で、処置後に著しい不快感を伴うもの。苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的欠損あるいは障害を起こすこと。苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合。長時間（数時間あるいはそれ以上）にわたって動物の身体を保定（拘束）すること。本来の母親の代わりに不適切な代理母を与えること。攻撃的な行動をとらせ、自分自身あるいは同種他個体を損傷させること。麻酔薬を使用しないで痛みを与えること。例えば、毒性実験において、動物が耐えることのできる最大の痛みに近い痛みを与えること。つまり、動物が激しい苦悶の表情を示す場合。放射線障害を起こすこと。ある種の注射、ストレスやショックの研究など。カテゴリーDに属する実験を行う場合には、研究者は、動物に対する苦痛を最小限のものにするために、あるいは苦痛を排除するために、別の方法はないか検討する責任がある。
E	麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることの出来ない最大の痛みに近い痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置	手術する際に麻酔薬を使わずに、単に動物を動かなくすることを目的として筋弛緩薬あるいは麻痺性薬剤、例えばサクシニルコリンあるいはその他のクラーレ様作用をもつ薬剤を使うこと。麻酔していない動物に重度の火傷や外傷をひきおこすこと。家庭用の電子レンジあるいはストリキニーネを用いて殺すこと。ストレスを与えて殺すこと。カテゴリーEの実験は、それによって得られる結果が重要なものであっても、決して行ってはならない。

実験動物の「飼育」、「保管」、「実験」施設に関わる要件（ガイドライン）

独立行政法人理化学研究所

(2007年11月2日 動物実験協議会)

	項 目	飼育	保管	実験
1	生物実験施設としての構造及び設備（壁・床等の表面材料、流し等）がある（排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易）	○	○	○
2	動物が室外に逸走しない構造または設備がある	○	○	○
3	逸走した場合の捕獲用具がある	○	○	○
4	実験用の着衣、手袋など必要な保護具がある	○	○	○
5	利用可能な死体保存用の冷凍庫がある	○	○	○
6	臭気、騒音（動物の鳴き声など）、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられている（空調設備、ドラフト、換気扇またはアイソレーターなど）	○	○	○
7	温度、湿度、換気、照明等の飼育環境を調整できる構造・設備がある	○	○	—
8	飼育器材、施設内を滅菌・消毒・洗浄できる構造および設備がある	○	—	—
9	検疫を実施するための区域・設備があるか、もしくはこの依頼先がある	○	—	—
10	専門知識と技術を持った飼育担当者が置かれている	○	—	—

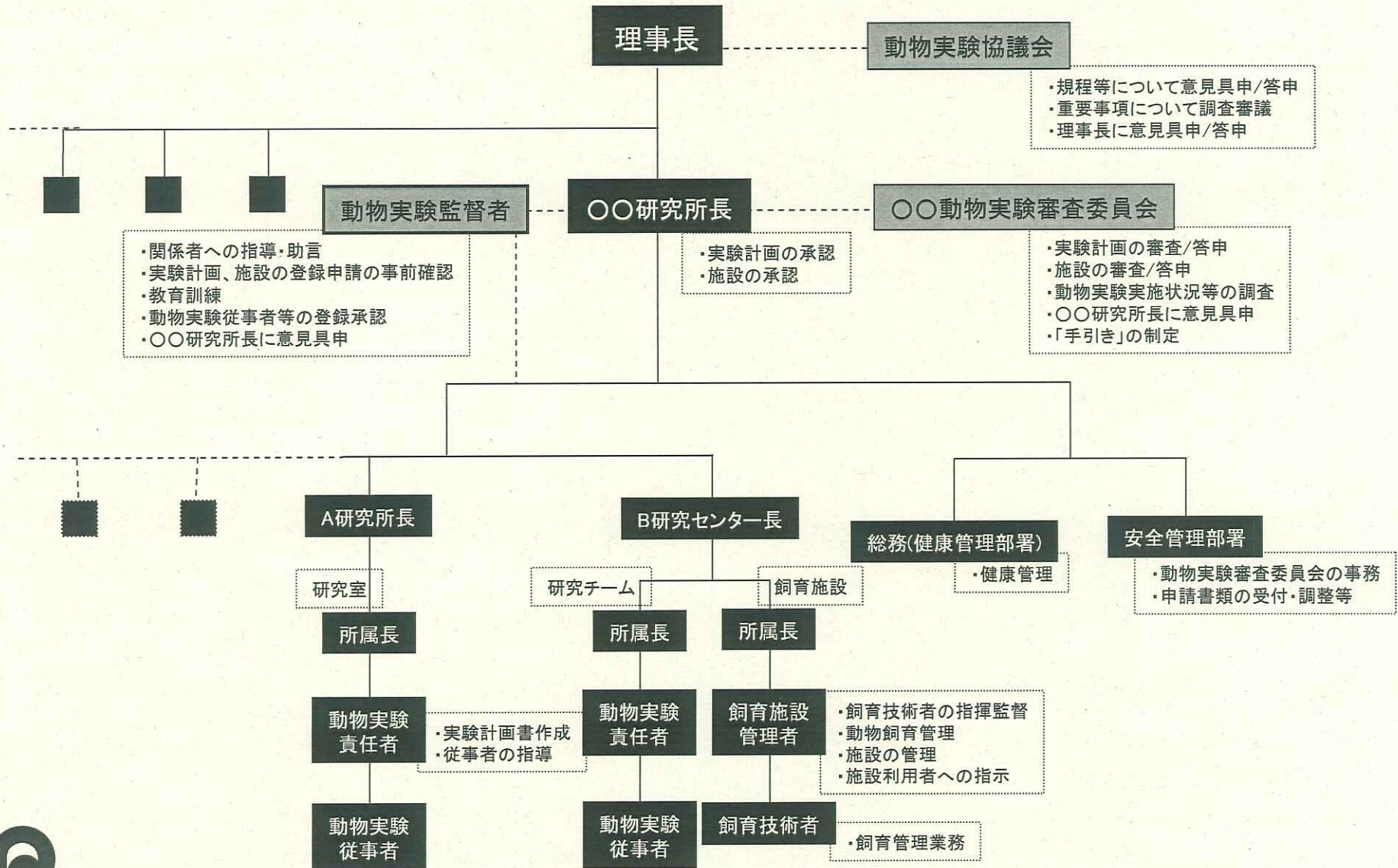
注1：表中の該当欄において、○印の項目を備えることを原則とする。

注2：遺伝子組換え動物の取扱い、感染実験、RI 実験などにも該当する場合には、それぞれの規程の定める条件を備えること。

注3：動物種により、関係法令や県条例の必要条件を備えること。

注4：疑義がある場合は、収容する動物種や実験内容に応じて動物実験審査委員会にて個別に検討する。

動物実験管理体制イメージ



平成19年度 動物実験協議会協議員

	氏 名	職名	所属
議長	倉持 隆雄	理事（安全管理担当）	理研
(1) 動物実験監督者	板倉 智敏	BSI RRC グループディレクター	理研 和光研究所 (BSI)
	阿部 訓也	BRC 動物変異動態解析技術開発 チーム チームリーダー	理研 筑波研究所 (BRC)
	古関 明彦	RCAI 免疫器官形成研究グループ グループディレクター	理研 横浜研究所 (RCAI)
	相沢 慎一	CDB ボディプラン研究グループ グループディレクター	理研 神戸研究所 (CDB)
	尾上 浩隆	MIRP 分子プローブ機能評価研究 チーム チームリーダー	理研 神戸研究所 (MIRP)
(2) 動物実験審査委員会委員 (前号のものを除く)のうちから 所長が推薦するもの 各1名	辻本 雅文	DRI 辻本細胞生化学研究室 主任 研究員	理研 和光研究所 (DRI)
	八神 健一	大学院人間総合科学研究科 教授、 筑波大学生命科学動物資源 センター長	国立大学法人 筑波大学
	伊藤 豊志雄	ICLASモニタリングセンター長代 理	財団法人 実験動物中央研究所
	饗場 篤	大学院医学系研究科 教授	国立大学法人 神戸大学
(3) 研究所内外の有識者等 のうちから、理事長が指名 又は委嘱する者 4名以内	島田 壽子	弁護士	弁護士法人 協和綜合法律事務所
	林 良博	大学院農学生命科学研究科 教 授	国立大学法人 東京大学
	小幡 裕一	BRC センター長	理研 筑波研究所 (BRC)
	土肥 義治	理事	理研
(4) 総務部長	河原 正行	部長	理研 総務部
(5) 健康管理室長	矢野 栄二	室長	理研 健康管理室
(6) 安全管理部長	矢野倉 実	部長	理研 安全管理部

平成19年度実験動物使用数

(集計期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日)

マウス	ラット	ウサギ	ハムスター	デグー	ハダカ デバネズミ	ネコ	サル (マカク)	サル (マーモセット)	フィンチ等 の鳥類	ウズラ	ニワトリ
593,659	5,779	186	5	65	60	46	49	5	814	13	375

・数字は、実験計画を遂行する過程で安楽死処置した動物の数